

平成 28 年度第 2 回二宮町下水道運営審議会会議録

日時 平成 29 年 1 月 31 日（火） 午前 10 時 00 分から午前 12 時 00 分

場所 二宮町役場 2 階 第 1 会議室

出席者 大田博樹会長、添田米美副会長、野地洋正委員、渡部茂樹委員、海野淳委員、村田耕一郎委員、土谷美智代委員

欠席者 松尾武保委員

事務局 都市部長、下水道課長、業務班長、工務班長、業務班主任主事、業務班主事補

傍聴者 4 名

1 開会

2 委嘱状交付

新たに委員に就任された野地委員に町長より委嘱状が交付された。

3 町長あいさつ

4 委員紹介

5 会長あいさつ

<配布資料の確認>

事務局 本日は委員 8 名のうち 7 名の委員に出席をいただいておりますので、審議会条例第 7 条第 2 項の規定により会議は成立していることを報告させていただきます。

事務局 それでは、議事に移ります。議事の進行につきましては、審議会条例の規定により会長が議長となりますので、大田会長にお願いいたします。

議長 では、条例の規定により議長を務めさせていただきます。議事がスムーズに進みますようにご協力をお願いいたします。

議事に入ります前に皆様にお諮りいたします。この審議会は原則公開となっております。本日の会議内容は公開して問題ないと思われませんが、いかがでしょうか。

～ 異議なし ～

議長 異議なしとのことですので、本日の会議は公開とさせていただきます。傍聴者の方がおられましたら、入室をお願いします。

事務局 傍聴者は 4 名おりますので、よろしくをお願いいたします。

<傍聴者入場>

6 議題

議長 それでは、議題に入ります。議題の1「二宮町下水道事業中期経営計画（素案）について」を議題とします。事務局よりお願いいたします。

(1) 二宮町下水道事業中期経営計画（素案）について

○資料に基づき事務局より説明

【質疑・応答】

委員：この計画に対する検証は毎年行うのですか。

事務局：検証については、資料9ページに載せてあるとおり、中間報告を平成31年10月にということで、開始してから2年後に行うこととしています。4年間の計画の途中で検証しまして、達成状況がどうかを取り纏めたうえで公表させていただきます。2年に1回、中間と最終とで検証することを考えています。

委員：毎年行うことはできないのですか。

事務局：毎年形を作ったような検証は今のところ考えていませんが、最終目標を2ページに記載しており、4ページに中期指標として各年度の目標値を定めていますので、目標に沿って事業が進んでいるかという確認は常にしていきたいと考えています。

委員：それは公でなくても結構ですが、例えば審議会の中で報告していただくということで理解しよろしいですか。

事務局：はい。審議会の開催のタイミングもあると思いますが、出来れば決算が終わった後に開催される審議会で、当計画の状況を報告させていただきたいと思います。

委員：言葉では言われているのですが、数字で出てこないと進捗を見極めるという事は難しいものですから、出来れば何らかの形で報告をお願いします。

事務局：わかりました。

委員：2年間で中間報告とのことですが、4年間の計画ですので、中間報告1回で次が最終報告ということになると、その間が見えてこないのが我々も「どうなっているの？」というようになると思うのですが、単年度できちんとした数字が出せない理由、例えば時期的に難しいですとか、そういったものがあるのですか。

事務局：この計画が達成しているかどうかは、基本的には最終的な結果の報告でよろしいかなと思うのですが、中間でやろうとしているだけで、単年度ごとに数字が出せないという理由はありません。ですので、先程副会長からお

話がありましたとおり、個々の数値に対しての毎年の結果については、決算が終わった次の審議会で数字を使った報告をさせていただきたいと思
います。

委 員：平成32年度までなので、数値が出たときに、今まで考えていた数値と全然
違うからもう一度計画を見直すという話にはならないのですか。

事務局：そうすると単年度の計画ということになってしまいます。

委 員：中期ではあるのですが、大きく変われば、そこはどうだったのだろうとい
う原因を探る必要はあると思います。

計画の見直しというよりは、何がどうしてこうなってしまったのか、その
結果としてこの数値が出てきてしまったのであれば、今回の計画は既にあ
るもので仕方ないですが、将来的に次の期に跨るときに「この理由があっ
たからこの数値が出た」、「ここはこう反映しなければいけない」という
ように、ポジティブに先に繋げるという形であれば検証は必要なのではな
いかと思います。

委 員：4年の計画であり、4年に一度見直し、2年ごとに中間報告ということに
なっていますが、私としては単年度で評価しているはずだと思います。そ
うであれば、毎年ここで報告していただくということで認識しているの
ですが、間違いないでしょうか。そうすると、単年度評価をこの場で皆さ
んに紙ベースで見えていただくことができると思います。次年度に向けて評
価をしていないということはありませんと思うのですが、いかがでしょ
うか。

事務局：形式的なものは検討させていただきますが、ご意見がありましたように、
ここで表している指標に対する結果と乖離したものが出ているのであれば、
その理由や内容を確認したうえで毎年報告させていただきたいと思
います。

委 員：ホームページでこの計画について一般の方に意見を求められていますよね。
それに対してのフィードバックはどのように考えていますか。

事務局：ホームページ等でもご案内をしているのですが、個々の回答は行いません
が、いただいた意見に対する考え方についてはホームページに載せる予定
ですので、そこをご覧くださいということになります。

委 員：意見とそれに対する考え方がホームページに載るとのことですか。

事務局：はい。

委 員：それはタイムリーにされるのですか。それともある程度まとめてですか。

事務局：意見募集期間終了後にまとめて行う予定です。

委 員：今回の計画は平成32年度までの4年間です。前回お話しいただいているア
クションプランは10年間を一つの目途としていると思うのですが、このプ
ランが含まれての計画ということでしょうか。

もう一つ、接続率が上がらないと、延伸してもあまり効果がないというこ
とで、今後について促進の強化という言葉もありますが、どのような形で

進めていくのかを確認させていただきます。

事務局：接続率の向上につきましては、現在戸別訪問やイベント会場での補助制度の周知を図っているところですが、なかなか接続率が上がらないということもありますので、更に戸別訪問の回数を増やすなどで強化を図っていく、また水洗化奨励金や融資あっせんという補助制度をいかに有効に使っていただくかという両面から接続率の向上を図っていきたいと考えています。

委員：上下水道料金として合わせて徴収をしていると思いますが、例えば、善いか悪いかは別として、また、下水道の方には入らないかもしれませんが、「下水道が使用できるのになぜ接続しないの？」と説明しているにもかかわらず接続されていない家庭については、町全体として考えるとそういう方が増えると意味がないので上水道の率を上げてしまうというような話是可以するものなのでしょうか。

事務局：徴収は上水道と一緒にしていますが、会計は別ですので、下水道の事情で上水道の方に罰則的なもので負荷を与えるというのは難しいのではないかと思います。

下水道への接続は義務になっているのですが、罰則規定を設けてペナルティを与えるというのは今後接続いただかなければいけない部分も踏まえるとあまり得策ではないのかなと思います。それよりも接続していただけるようなPRや方策を考えていった方がよいと思います。現在戸別訪問やイベントでのPRをやっているのですが、伸び悩んでいるのが実情です。ですので、この計画の中で色々と案も考えているのですが、まずは接続していただかないと使用料収入が伸びませんので、具体的に接続率が上がるような方法を考えていって、経営の健全化に努めていきたいと考えています。

議長：環境税の方がよいのかもしれませんね。河川を汚染しているとして、環境税の方が理解を得られるかもしれません。

事務局：なお、4ページ、5ページの数値は、アクションプランに基づいた数値で作成しています。

委員：毎回率が上がらないという説明を求めたときに「戸別訪問をします」、「PRをします」という話なのですが、家庭の主婦として、「下水道に接続したら滅茶苦茶高くなる」という根強い意識があります。だから、下水道が敷かれたとしても「絶対に浄化槽」となります。汲み取り式のトイレであれば人を招く際に恥ずかしいので、早く下水道へ接続しようと思うかもしれませんが、浄化槽であれば見かけ上は全く変わらないので、そうすると「高くなる」「(料金が)倍になる」という根強い意識が払しょくされなければ、いくら戸別訪問やPRをしても無理だと思います。そうであれば、接続出来る環境にありながら接続しない方へのペナルティではないが、きちんとしていかなければ今後接続しませんという方は増えていくと思います。

家計が厳しくなればなるほど、浄化槽ならちょっと点検をぬけば低く抑えることは出来ますが、下水道に接続したら抑えられませんが、ここを変えていかなければ、何年も同じ形で来ていると思いますので、意識を新たにしていきたいと思います。

事務局：前回の会議の中でも、浄化槽の維持管理にかかる費用と一般家庭で流す下水の処理にかかる使用料はそこまで変わらないと申し上げましたが、点検を怠ると浄化槽の方が安くなります。そこを見逃してしまっただけという話がありますが、後は浄化槽の世帯・場所と個人の結びつき、維持管理の方法をどうしているのかという我々が持っている情報がありますので、県の保健福祉事務所の浄化槽を管轄している部署とタイアップして、法逃れではないですが、そういった対策も含めて接続率が上がるように進めていきたいと考えています。

各ご家庭のお財布の事情を言われてしまうと、なかなか難しいところがあるのですが。

委員：ここまで浸透してしまうと、それを変えていくのはものすごく大変なのではないかと思うのです。4年前のことなので今は変わっているかもしれませんが、保健福祉事務所は“電話してください”というはがきを一度送って、その電話がなければ浄化槽の点検はなしになるので1万円程は払わなくて済みます。おそらく今もそうだと思います。そういう点で「浄化槽は安い、下水道が高い」となります。ここを目に見える形で、「一緒なのだよ、払ってもらおうよ」ということを言っていけないと、この計画自体が、接続率が上がっていくことがないのではないかと危惧します。

委員：接続率の関係なのですが、年間どれぐらい戸別訪問されているのか。それから、それぞれ家庭の事情があって接続されていないと思うのですが、その方に対してどのような処方ができるのか、それぞれ聞きっぱなしということはないと思います。この家庭について、こういった事情があるのだからこう対応しなければいけないというような処方をしなければいけないと思います。そのあたりはどうですか。

事務局：参考までに、本年度の戸別訪問については、昨年夏に平成26年度供用開始区域を対象に約70世帯回りました。接続をされない理由としては、工事費が高いことや後に住む人がいないのでお金をかけられないといった跡取りの問題が多くありました。処方については、工事費の問題ですので、奨励金のご案内を強く行っているのですが、上限金額が4万円であることなどから、難しいという回答を多くいただいています。

また、成果について、本日現在で接続申請があったのは2件となっています。

委員：今あったように、一番多い理由は工事費ということですね。特に長い私道がある所やご高齢の方で、独居で年金暮らしの方は接続の必要がないと思

う方がいるというのは、基本的な問題だと思うのです。確かに、海がきれいになった、葛川がきれいになったということは環境上良いことなのですが、一般家庭の事情も根強いところがあるので、これに対して根本的にどうするかということを考えていかないと、この問題は下水道料金だけでなく先行きが難しくなりますよね。

事務局：一点補足をさせていただきます。工事費の負担については、先程申し上げた奨励金のPRの他に極力複数の工事店から見積もりを取って相談してくださいとお話ししているところですが、実際回ってみますと今ありましたようにランニングコストではなくイニシャルコストの方が多いかなど感じているところなのですが、他の委員が先程ランニングコストの方が問題とお話しされていましたが、実際のところいかがでしょうか。

委員：世帯の構成員によると思います。私より下の世代の方はランニングコストの方が問題になると思います。工事をするのは、私の世代であれば出来ますので、その後払い続けるお金のこと、自分たちが年を取って収入が下がってもその部分は下がることがないので、そうであればやめようかなという感覚になるのです。

先程の工事費の問題はご高齢の方で、特に二宮は高齢化が進んでいますので、高齢で単独世帯や夫婦のみで次の世代がそこに住むかどうか分からないという理由でやらないのですよね。そうであれば、これは全体のシステムを変えなければいけないのかもしれませんが、逆に次の世代がその家を継いだら、その時は接続をしてくださいなどの確約とか今工事費が払えないのであれば、その土地を担保にお金を出して、例えば相続が発生したらそこから取るなど、今お金を出してくださいというのではなく別の考え方でやらないと難しいですよね。

事務局：百合が丘等では土地を売却して、建て替えの際に下水道へ接続されるというケースは何件かあります。

委員：70分の2は、私からするとものすごく少ないと思います。（土谷委員）

委員：町役場はまだ浄化槽ですよ。これを繋ぐのはいつの予定なのですか。やはり本家本元が下水道に繋がらないとなかなか難しいと思います。相当大きな浄化槽を使っていると思われま。これだけ大きな浄化槽は町内にはないと思われま。

事務局：所管している部署が違いますので、責任のある発言がこの場ではできないのですが、町の中で公共施設全体の再配置を考えておりまして、庁舎も40年近く経っているものですから改築か移転かという対象になってくるのですが、そういう時期を見極めた中で接続するようになると思います

委員：今の状態では接続するのに問題があるのですか。

事務局：この場所に残るか移転するかといった結論を出す中で、今お金をかければその費用が無駄になってしまう可能性があるということも見極めて、とい

うことになると思います。

議長：税金を個人宅に使うことや、何かを強制させるのは難しいと思われるので、例えば環境基金を立ち上げて、浄化槽は河川への影響が大きいですから環境への意識が高い個人や企業から基金をもらって、そのお金で浄化槽を止めていくなど別の発想の方が可能性はあるのかなと思います。あるいは、環境税を別枠で作ってそこから支出するなど、自費で接続した方からすると不公平が生じますが、二宮町の環境を守るという意味ではそういう考え方もあるのかなと思います。

委員：基本的なことなのですが、今回の計画が平成29年度から4箇年の計画ですよ。それで、料金改定は今年の7月からですよ。

上水道の場合は、概ね料金改定をするときに経営計画の見直しをして、要するに5箇年でこういう計画をするので、改定させていただきというやり方なのですが、少しずれていますよね。そこはどのような考え方なのか。

事務局：使用料改定につきましては、最初に改定してから3年ごとに行っており、そのタイミングで上げられるのであれば使用料の値上げをさせていただくというサイクルでこれまで来ているので、今年度の7月から使用料改定のタイミングだったのですが、中期経営計画につきましては、別に「中期ビジョン」という10年間の下水道事業に対する計画がありまして、それに基づいて作成したという経緯がありますので、時期がずれてしまったということが実際のところでは。

委員：基本的に計画というのは、収入があってそれに対してどういう事業をするのかというのを示すのですが、使用料改定をすることによって収支計画の考え方が変わってきますよね。ですので、本来であればそこでまた新たに計画をリセットして合わせていく方が町民の方にも料金改定とこれからの事業の関係がはっきりするのかなと思います。

事務局：お話のとおり、次の改定を検討するタイミングが平成31年度になりまして、この計画の中では使用料の値上げは一切考えていない数値になっていますので、実際使用料を値上げすれば、その後の1年又は2年の数値に開きが出てきてしまうもので、タイミングを合わせた方がより現実に見合った計画になると思っております。現状としてはスタート地点が違ったということでご理解いただきたいと思います。

委員：中期経営計画は4年の計画なのである程度大雑把なところは仕方ないと思うのですが、確認したいところがあります。

4ページの収支計画について、細かい数値が出ていますが、具体的なものに基づいて数値を出しているのですか。

事務局：千円単位で作成してあるのですが、平成29年度は先程事務局からの説明で申し上げましたとおり二次査定後の予算の要求数値を記載しています。平

成30年度以降の収入について、受益者負担金、国庫補助金及び町債は今後の投資計画にかかわってくる財源になりますので、アクションプランに基づく金額を記載しています。下水道使用料は、平成29年度の予算をベースに、アクションプランに基づいた整備を行った場合にどのぐらい新規の接続があるのか、どのぐらい水を使われるのか、逆に節水によって有収水量が若干減少するのではないかを考慮したうえでシミュレーションした結果になっています。支出について、維持管理費は概ね過去5年間の傾向を基にして今後の推移を予測した数値を記載しています。人件費など傾向から予測することが困難なものは前年同値として平成29年度と同じ数値を計上しています。整備事業費は、財源の部分と同じでアクションプランに基づくものになっています。

委員：現状又は過去の数値を基にして先行きをシミュレーションした数値になっているということですか。

事務局：その通りです。

委員：次に中期指標なのですが、例えば平成29年度は使用料単価が149円になっていますね。平成30年度から平成32年度までは150円となっていますが、この数値が平成32年度まで変わらないというように考えてよろしいですか。

事務局：先程も説明させていただきましたとおり、平成31年度の使用料改定を見込んでいないため、使用料単価は大きく上がるものではないという考えから平成30年度以降は150円で固定させていただきました。

委員：そうすると平成32年度まで変わらないということですか。

事務局：変わらないのではなく、平成31年度で使用料改定があれば変わってくるのですが、現在のシミュレーション上は使用料改定を見込んでいないため変えていません。

委員：そこなのですよ。こういうふうにデータを出してしまうと、途中で数値が変わってしまうと…計画が平成32年度まで150円になっていますので、これでいく予定なのですよ。

事務局：収入の部分ですので使用料改定を見込んだ収支計画を作るよりも、より厳しい状況で作っておいた方が、上げた時には余裕が出てきますので、そこも考慮したうえでこの計画は低い数値でシミュレーションさせていただいています。

委員：そういう考え方でここに表示してよいのか、と思いました。

議長：通常、中期経営計画は想定されるトラブルに耐えられるようにやや厳しめに作ります。

委員：足りなかつたら上げましょうということが見え隠れするのが気になります。平成31年まで来てやはり足りない、この計画のままではいけないので改定しましょうということはこの審議会でも審議していくのは辛いかなと思

ます。

委員：収支計画にしても、今の中期指標にしても数値に対する考え方が具体的に示されていないので、これは〇年度のものを標準にしてシミュレーションしましたとか、この数字はこういう意味ですよという説明がないので、数値だけが独り歩きしていて分かりづらいかと思います。

議長：考え方ですが、値上げありきで計画を組むよりも値上げをせずに努力をして接続率を上げていくふうに捉えれば前向きなのかなと思います。

委員：前回の改定の流れを踏まえると、ちょっと不安があります。

委員：それから、6ページですが、使用料の適正化がかなり曖昧な表現です。一番下の行に、「町の財政状況その他云々を考慮したうえで使用料の適正化に努めていきます」とありますが、この適正化というのはどういう意味なのですか。値上げということも含んでいるのですか。

事務局：基本的に下水道事業は独立採算性ですので、かかる費用は使用料収入で賄わなければいけないということを踏まえると、4ページの中期指標にある経費回収率を100%にもっていくのが適正であると捉え、値上げして使用料の適正化に努めるという表現が一番分かりやすいかもしれません。値上げということを具体的に記載できなかったもので、使用料の適正化という表現にさせていただきました。適正化というのは、使用料で賄わなければいけない部分を他の財源に頼らないで運営できるということです。

委員：それは分かります。適正化という言葉がお茶を濁しているような言い方でしたので。

その次に、7ページの経費の削減の(1)で「費用対効果を最大限に発揮できる包括的民間委託の導入による経営改善と経費削減」と書いてありますが、民間委託を導入すれば経営改善はありますが経費削減はできるのですか。

事務局：一つは人件費です。例えば指定管理者など、どういう形をとるかにもよりますが、直接町がかけている賃金を委託することによって削減することも考えられます。

ここに項目立てさせていただいていますが、具体的にどの部分をどうしていくという方策は出ていないのですが、一般的には大きな施設を運営するにあたって、そこに直接人件費をあてるよりも委託してしまった方が総括的に経費を抑えられるということが考えられます。

何か民間の力を使って経費が抑えられるような方法を模索していきましようということがこの項目の主旨です。

委員：そういう言葉が各所に出てくるのです。

委員：この包括的民間委託というのが二宮町の話なのか、上に公社と記載されていますので流域の話なのかということにもよるのですが、二宮町は酒匂川の左岸処理場に入るのですが、反対側の右岸処理場は公社から民間に包括

委託しています。実際に入札して経費は下がるのですが、それと併せて公社が管理していた人件費が半分になっています。また、民間活用ですので、後は自分たちで考えて経費を下げようというような方法をとっていますので、事務的にも包括的民間委託は良いのかなと思います。まだ委託して3年目ですけども、技術提案などの経費削減は見当たりませんが、そういったこともやっている最中です。

委員：処理場の維持管理そのものを包括的民間委託にするとか、ストックマネジメントを導入するなど経費削減案がいくつか出ているのですが、経営改善という意味では分かるのですが、実際にどの程度経費削減が可能なのかと、今の話だと可能性が高いということですか。

委員：極端な例はないと思いますが、多少は下がると思います。

委員：二宮町の下水道事業を民間委託するとして、広域以外で例えばどんなものが考えられますか。

事務局：単独でできるものはないです。

議長：中期経営計画ですので、その選択肢を排除しないという意味でよいのではないかと思います。それを皆さんで考えていってもよいのではないのでしょうか。

委員：8ページが一番上に（3）定員管理と給与の適正化とあります。「8名から1名削減7名にしました」とありますが、この1名の職員は他の部署に行かれたのですか。

事務局：はい。

委員：ということは、担当の部署は7名になったが町全体としては変わらないということですね。

事務局：他の部署への異動で、下水道に携わる職員が1名減ったということです。

委員：給与の適正化というのはどういう意味ですか。

事務局：下水道が一般会計と違う給料の体系を作れるかというところと難しいところです。これ以上職員を減らすということはここでは申し上げられないのですが、例えば業務が効率化出来れば削減ができるという、そういうところで見直しが出来ないかということです。給料そのものを改定するというのは、なかなか難しいと思います。

委員：担当職員が1名減ったということで、町全体としては変わらないということですね。それを定員管理と給与の適正化という言葉でよいのかどうか。

事務局：下水道の会計としては1人減っているという考え方です。

委員：下水道課としては良いが、町全体としては変わらないということですね。

事務局：このタイミングで町全体の職員が1人減ったかどうかまでは把握していません。

委員：7ページの③不明水の削減について、各家庭の下水道接続工事の誤接続が原因とありますが、実際に誤接続になることがあるのですか。

事務局：排水設備接続工事をしていただいたときに、例えば雨が強くなったときに改めて自分で間違えて汚水側に接続してしまうなど、汚水しか流れてはいけないところに雨水を入れてしまう、こういったことが要因の一つであり、現地でもあります。

委員：実際に誤接続はあるものなのですね。

事務局：基本的には町職員が1軒ずつ完成検査に伺い誤接続がないかを確認しています。ただし、それ以降に例えば雨どいを外流しに回されてしまったり、町に申請をしないで下水道を使用されてしまっているケースが稀にあります。それは、我々も確認して発見していますので、そういったこともあります。

委員：そういった場合は費用も各家庭にかかってくるわけですよね。

事務局：それが判れば当然遡及して使用料はお支払いいただきます。

委員：沢山ではないですよね。

事務局：沢山はないです。

委員：それから、③の一番下の「劣化箇所については補修するなど、不明水の低減を図ります」とありますが、具体的には分かっているのですか。

事務局：古い管渠で、具体的に言いますと、町が元々整備したものではなく、民間開発等で町へ移管された管渠は、当時の施工方法などにより管渠が劣化してしまっている、そういったところから地下水が入ったり管が壊れたりといった事例は出てきています。

事務局：具体的にここが割れて水が入ってきているという状況をピンポイントでは把握できていません。それを把握するために、ここに記載されているストックマネジメントなのですが、まずは調査をかけてピンポイントに見つけて、そこをどういうふうに改修していくかという計画をこの期間で行っていきたいということです。

委員：調査は下水道課がやるのですが。それとも道路の方の都市整備課がやるのですか。

事務局：下水道課です。

委員：それは定期的に巡回するなどしてやられるのですか。

事務局：例えば、今話にあった昔造成で汚水管を造って町が引き取った富士見が丘3丁目については、40年程経っている管渠ですので、老朽化も進んでいます。町独自で造った管はまだ25年程で耐用年数にはもう少し時間がありますので、そういった所は後回しで古いところから調査をかけて改修していくという計画をこれから作っていきます。

委員：それは下水道課の仕事なのですね。

事務局：はい。道路部門で管理しているものと下水道部門で管理しているものがありまして、下水道部門で管理しているものは下水道課で調査をかけます。

議長：8ページの(3)給与の適正化について、確かに金額を管理するのは難し

いですが、給与の適正化は金額だけではなく、支払われている金額に対してきちんと役務の提供が行えているのか、仕事の内容もチェックして給与をもらっている方に確認していただくという意味もありますので、これによろしいのではないかなと思いました。大して働いていないのに給与だけもらってしまっているとなると問題ですので、金額は固定になっていても仕事の内容を査定することで適正を評価するという意味もあります。

委員：ということは、ここでは給与の適正化という表現を入れてもよいということですか。

議長：行間を読んで、そういう意味も含まれていると捉えれば、入れてもよいと思います。8名から7名に減したことは町全体の負担としては変わりませんが、独立採算制を目指しているということですから、下水道事業に関して言えば削減の効果はあったと思います。そこまで詳しくは書いていませんが、中期経営計画はそこまで具体的には書かないものです。どこの企業でも、期間中に何か大きなアクシデントがあっても耐えられるように作っています。

委員：給与の適正化と言う言葉をいれなければいけないのでしょうか。下水道課単独で給料体系を作っているのであればよいが、一般会計に準じていますので、入れる必要性があるのかなと感じます。

委員：定員管理だけでよいのではないのでしょうか。そもそも給与の適正化という言葉があるのかどうかも疑問ですし、担当課が給与の適正化まで管理しているかどうかですよね。

議長：業務プロセスを見直すことで普通は労働内容と金額の両方を査定しますので、金額だけではないという意味ではないのでしょうか。

業務の適正化では意味が変わってしまうので、例えば会社で給料の査定を行うときには、その人が会社にいかに貢献したかということに基づいて行いますので、逆に公務員ですので、給与が固定されていますので、そういうことを考えると、どこを調整するかというと労働内容を調整すると捉えるしかないです。そうすると、一般化した言葉がないので難しいところです。ここは一度事務局でもんでいただきたいと思います。

事務局：はい。参考にさせていただきます。

委員：先程お話のあった不明水の削減のことで確認なのですが、前回の改定の時に不明水が問題にならなかったようなイメージがあるのですが、今回不明水が突然出てきたようなイメージです。使用料は私たちが上水を使用した分に応じて納めていますよね。それ以外を処理する量との差というのはかなりあるものなのですか。不明水がどれくらいあるかということです。

事務局：平成27年度の実績で申し上げますと、年間の調定水量、これが有収水量にあたるものですが、これが約178万 m^3 です。これに対して不明水、いわゆる地下水の分ですが、これが約9万5千 m^3 です。

委員：料金で計算するとどのぐらいになりますか。

事務局：約1,300万円弱です。ただし、これは地下水の分ですので、本当に料金をいただくべき水量がどれぐらいで、雨水や地下水などお金が発生しないものがどれぐらいかということは、数字としては出ていません。

委員：この内容はどこの下水道事業でも地下水としては妥当な数字なのですか。

委員：少ない方だと思います。いくら分流式でもどこかから入ってきますので、提出された計画値よりは多く入ってきますので、0というのはどこの市町でもありません。

委員：それを見越して予算なども作成しているのですか。

事務局：使用料の発生しない水量ですので、予算としては反映されません。

委員：処理経費がかかるので、それは計画の中に毎年これぐらい費用が発生するからどこかから持ってこなければならぬ。それをどうするのかという議論はあったのですよね。

事務局：処理費用としては、流域下水道維持管理負担金とあって、毎年県へ支払っている金額があります。それを算定する際に、これも含めて計算していますので、計画の中には含まれています。

委員：後出しじゃんけんのような印象が強いです。前回の料金改定の時にこの数字が具体的に出てこなかったと記憶しています。これが多いか少ないかということは私には判断できないのですが、一般町民の感覚から1,300万円かかっていますよと言われると、それはどうにかならないのか、それも含めて使用料を考えた方がよいのではないかという意見が、その当時にこの話が出ていればもう少し突っ込んだ議論ができたのではないかと思います。

委員：私の思いとしては、昨年使用料が上がった時に「不明水の話が出ていないの？」というイメージです。私たち議会の中では、条例改正の際に不明水というものが大きな話題になりました。それは計画として入っていても当たり前だと思います。先程の町長の言葉にも不明水のことを話していました。多くはないとのことでしたが、使うものが出てくるのは当然ですが、目に見えないものが出てくるのは大きな問題ですから、二宮町の下水道事業の会計にとって不明水は非常に重要な支出です。知らないところでどんどんお金がとられていっていますので、当然0にはならないでしょうが、当然対応していくのだからというイメージは持っていました。ただ、下水道運営審議会で不明水が出てこなかったということについては、非常に疑問に思っております。

委員：審議の中にこの不明水の数字は入ってこなかったですね。5%というのは大きいですね。

委員：その対策については審議会で議論していないですね。“これは減らせるのか”、“将来的にこれが増えたらどうなるのか”、資料の中でこれが出

ていたとしてもこれの対策をどうするかといった議論はしていなかったと思います。

当時の議会推薦委員はご存じだったということですよ。

委員：条例改正の時のことですので、議会以外のところではどうだったかは分かりません。

委員：不明水は、地下水・雨水・のオーバフロー・誤接続といったものなのですか。

事務局：そうですね。

委員：地下水はそこまで大きなファクターを占めるのですか。

事務局：これは計算上出しているものです。水に色が付いているわけではないので、どこまでが地下水で、どこまでが誤接続でということは分かりません。

委員：不明水の原因究明というのは出来るのですか。

事務局：二宮町より先進の市でも不明水の課題はなかなか解決できないと聞いていますので、100%は難しいと思います。ただし、例えば地下水の侵入は、先程申し上げた調査をして、壊れているところを直せば部分的には防げると思います。雨水の表面からの混入も、穴が開いている部分を塞げばできると思います。管理上必要な穴は開けておく必要はありますが、そういった穴を少なくすれば防げます。誤接続も、我々がこまめに現場や上水道の使用状況を確認しながらチェックしていけば防げると思います。数を少なくすることは、ここにも記載がある通り、不明水の削減としていろいろな方法を使って行っていこうと思うのですが、100%なくすことが出来るかと言われると非常に難しい問題ではあります。

今回、平成27年度を例に約5%という数字が出たところですが、これも年によって上下がありまして、5%を超えるというのは過去5年ぐらいではないのですが、おそらくその年の雨の量などの要因によって差は出てきます。

委員：可能であれば、他の市町村で不明水の削減のために使った費用、ほかの対策としてこういったものがあるという資料があればお願いしたい。

事務局：他の行政の情報ですので、公表されているものがあれば、取り揃えてお見せできますので、可能であれば次回報告できるように考えていきます。

委員：町として対策費を別計上しているのですか。

事務局：別計上と申しますか、不明水対策という具体的な名称を用いなくて管渠を長寿命化するという意味を含めて、そういったところの更新をかける予算は今後計上していく予定です。

委員：調査費も管渠整備費に含まれるのですか。

事務局：整備費と申しますか、維持管理費に含まれます。

委員：支出の中に不明水の処理費も含まれているのですか。

事務局：維持管理費の中に処理場の負担分、要は流域下水道の負担分が含まれてい

ます。

委員：そうすると、収入と支出の差というのが具体的にそこで違ってくるのですね。

事務局：使用料を上げるというより、こういったところを下げれば出と入りの差が縮んでくるので、努力していかなければというのがここ出てきます。

委員：1,300万円というのは年間ですか。

事務局：年間です。

事務局：使用料換算です。

事務局：当計画については、先だって1月25日の議会全員協議会で報告させていただいております。先程お話にも出たのですが、一般の方への意見募集を1月30日から2月13日まで行っておりますので、それを取り纏めて最終的に3月の中旬に報告させていただきますので、よろしく願いいたします。また、ご意見がありましたら、2月13日までをお願いいたします。

議長：中期経営計画については、内容を確認したうえで審議会の方にご提示いただくこと、また、他の市町村の不明水の削減に要して費用について事務局で調べていただいて、審議会にご報告いただく、8ページの「給与の適正化」という文言については、事務局で検討いただくということよろしいでしょうか。

委員：はい。

議長：では、他にご意見がないようですので、議題の2「社会資本総合整備計画について」を議題とします。事務局よりお願いいたします。

(2) 社会資本総合整備計画について

○資料に基づき事務局より説明

【質疑・応答】

委員：中期経営計画が平成29年度からの4年間、これが同じ平成32年度までで5年間の計画なのですが、どうしてずれるのでしょうか。今回は最終年度が同じなのでよいのですが、また次回計画を立てる際にずれると思います。一つの例で、福祉計画は1年保留にして期間を合わせました。それと同じように一緒にできないものなのでしょうか。

二つ目は、達成率が悪いことは仕方ないことですが、補助金をもらうために目標を高くしておかなくてはいけないのでしょうか、それを意図した計画になっているのですか。語弊があるかもしれませんが意味合いとして捉えてください、元々達成率が低いことを承知したうえで計画をたてるのですか。

三つ目は、達成率が悪いと次の計画に対する補助率がペナルティとして下

がってしまうものなのですか。

事務局：計画のずれについては、この計画は平成32年度から補助制度が変わったため作成しています。補助金を受けるにはこれだけの事業期間にこれだけのお金が必要であるということを国に申請した中で事業を実施していくための計画ですので、他の計画とずれが生じてしまう部分は避けられないと考えています。

二点目の整備計画の目標値の設定について、あまり低く見積もっても希望する整備が見込めないということで好ましくないと思います。当計画策定時にこの先5年間の事業計画をたてるのは非常に難しいです。下水道は法による認可をいただいて実施していくものですので、その整備計画も完了年次には事業期間の中で事業区域を完成させていくという目標を掲げて事業を実施しております。当計画をたてる際も、この5箇年で整備できる高い目標を設定させていただいた結果、やはり経済的要因が大きな理由としまして、事業量が低くなってしまったという結果になっております。

三点目のペナルティというところは、考えにくいかなというところが正直なところです。町としても、計画を立てたうえで、事業目標の達成に邁進してくという姿勢が必要だと思いますので、そこまでかけ離れた計画を立てることはしません。

委員：発言の仕方が非常に難しいと思うのですが、中期経営計画は二宮町にとって非常に大切なもので、毎年評価していくものだと思いますが、この計画は平成28年度からの5年間は提出済みであると思います。今回の中身は評価書ということで、計画云々ということではないと思いますが、国に提出するものであるという意味合いで考えればよろしいのでしょうか。

事務局：交付金をいただくための一つの書類とお考えいただければと思います。

議長：中期経営計画とこの書類は整合性がとれていないものなのですか。

事務局：ここで評価いただくものは古いものなのでとれていないのですが、今進んでいるものはアクションプランに基づいていますので、大元のところでは結びついております。従って、整備の進め方は基本的には同じ考えです。

議長：中期経営計画4ページにある人口普及率とこの計画の人口普及率の数字が合っていないのは仕方がないことなのですか。

事務局：中期経営計画と平成28年度からの第二期目の計画を作成した時期が異なりますので、精査した結果でずれが生じてしまっています。

議長：社会資本総合整備計画ですと90%なっていますが、中期経営計画ですと91.3%なっています。計画を見直した結果、1.3%高くなったということですか。

事務局：平成32年度の数値のずれについてですが、社会資本総合整備計画は国に補助金を申請する際に作成する計画であり、第一期目がだいぶ乖離してしまっている経緯がありますので、現実的に見た数値を記載しています。

議長：達成出来そうな目標であることは重要ですね。

委員：事業評価書を提出するということですが、2の「事業効果の発現状況」の①で「生活環境の向上及び公共水域の水質保全を目的とした整備を図ることができた」とありますが、3の「特記事項」で「整備済み区域の水洗化率向上の啓発事業を行ない、公共水域の保全を努める必要がある」という文書との間に、我々がこういった議論をしているからかもしれませんが、意地悪く読むと「お金を使って頑張って整備したが使っていない」と読めてしまうので、わざわざ特記事項に書いてしまうと、この辺りの乖離を読み取る人は読み取ってしまいますので、国に提出する文書としてどうなのでしょうか。

そうであれば、このままにしておいて水洗化率の向上を図りなさい。補助金はいらないでしょうということにはならないのですよね。

議長：ポイントとしては、文章の読まれ方によっては来年の補助金が削減されてしまうのではないかとということですね。

委員：不安に感じてしまいました。「特記事項に記載されたことに努めるのであれば、整備を中止して…」となってしまったら嫌だなと思いました。

事務局：そのつもりがあって記載したわけではないのですが、担当者にそう読まれて査定をされてしまうと危ういので、検討いたします。

議長：特記事項の二行目のことですよね。事務局で検討をお願いします。

委員：これを提出するのであれば、それなりに検討した方がよいかもかもしれませんね。

議長：これは接続率の低さに対する弁解にはなると思います。

事務局：先程委員からお話があったことですが、2ページの特記事項というものは皆様のご意見として記述させていただきますので、先程お話にあった懸念されるようなことも含めて検討し、善処させていただきたいと思います。

○当日机上配布した図面について事務局より説明

委員：これはどこまでが二宮町の管轄なのですか。国道一号線に出て、酒匂川の処理場に向かうものは町の管轄ではないのですよね。

事務局：図面上⑩と記載されている施設は神奈川県施設です。ここから西側に向かうものは神奈川県の施設です。それ以外の町の行政区域内にある施設は町が所管しているものです。

委員：酒匂に向かう本管には自然流下するのですか。それとも、途中にポンプがあるのですか。

事務局：二宮町の汚水は、川匂地区にポンプ場がありますので、ここで汲み上げて神奈川県の幹線管渠に放流し、自然流下しているのですが、低いところではポンプアップされています。

委員：町の中でも何箇所かポンプアップしているところがあるのですか。

事務局：神奈川県が管理している大きなものは一つです。そこまでは、町の汚水は基本的には自然流下しています。ただし、枝線を整備する中で、道路面より低い土地などはポンプの力で上げて排水しております。

事務局：今、町内には7箇所ポンプがあります。

議長 他にご意見がないようですので、次に3番その他を議題にします。本日の議題を含めて委員の皆様から意見がありましたらお願いします。

(3) その他

委員：郵送された資料と本日配布された資料の違いは軽微なものですので、会議当日全員の分が印刷されて用意されているのは、先程の給与の適正化に反すると思いますし、この程度の違いであればこの場で訂正するだけで結構です。

事務局：これまでもお送りした資料とは別に毎回席上に資料を用意していたのと、今回は修正があったので報告させていただいたのですが、よろしければそのようにさせていただきます。

委員：送っていただいたのであれば、席上には要りません。

委員：ごみの削減にもなると思います。

議長：では、次回から各自持参するということをお願いします。

委員：この場でこの話をしてよいのか分かりませんが、審議会に女性委員を入れていただくことは出来ないのでしょうか。

事務局：今回は応募者がなかったということと、使用料の改定がないのでこの人数でさせていただいたのですが、来年度改めて元の人数に戻す予定ですので、3月1日から3名の公募をかけさせていただきます。女性登用率というものもありますので、そういうことも加味しながら準備していきますので、よろしく願いいたします。

議長 他にないようですので、事務局から何かありましたらお願いします。

(前回の会議であった浄化槽の仕組みについて事務局より説明)

委員：これだけ大きなものを個人で入れるのは大変ですね。

事務局：昔の浄化槽から合併浄化槽に入れ替えるというのは、浄化槽が壊れるか家を建て替える時以外、ケースは少ないと思います。スペースとしては入れ替え前より必要になります。

委員：昔の浄化槽を取り替える場合に、今回のようにお風呂の排水などが想定されていないような浄化槽を入れるということはないのですか。

事務局：今の基準では、昔のトイレだけの浄化槽は取り付けられなくなっていますので、新たに浄化槽を入れる場合は全て合併浄化槽です。

委員：古いものを使っている方もいるということですよ。その場合は、生活排

水は河川に流れているということですね。

事務局：トイレ以外は河川に流れているということになります。

委員：浄化槽で処理する水と下水道で処理する水の水質はあまり変わらないのですか。

委員：下水道の方が良いです。

委員：とすると、環境に負荷がかかるということですね。

事務局：はい。きちんと維持管理されていてもそういうことですので、維持管理されていないとより悪いものが出てしまうということです。

議長：大量の水が流れ込んでしまうと、処理が間に合わず溢れて出てしまうということはないのですか。

委員：浄化槽ですから、一年に一度は内部に溜まった泥などを清掃してもらわないと、溜まりっぱなしになってしまうと一度に大量の水が流れ込むと汚い水が出てしまうことがあります。

委員：逆に言うと費用がかかることはそれぐらいですよ。

委員：後は、ブロワの電気代などです。

議長：新規に家を建てられる方で、下水道と浄化槽が選べる場合はどれぐらいの割合になるのですか。

事務局：選ぶことはできません。下水道が整備された区域については、浄化槽は使用できません。ですので、住む場所やタイミングによってどちらを使うか、ということになります。

委員：何年からそうなっているのですか。

事務局：平成12年度からです。

委員：黒板に貼付された資料をいただくことは可能ですか。

事務局：（中期経営計画の）報告の際に併せてお送りします。

委員：台数は把握しているのですか。

事務局：先程申し上げたとおり、管轄が県ですので、そこの連携を強化していかないとはいけません。

事務局：現行の中期経営計画の期間が、本年度が最終年度となりますので、来年度に入りしましたら取り纏めて10月に公表する予定ですので、またご報告させていただきます。来年度の日程については、新しい委員も考えていますので来年度4月以降にご連絡させていただきますので、よろしくお願ひします。今年度の会議は本日が最後になります。一年間ありがとうございました。

議長：では本日の議題は予定どおり済みしましたので、進行を事務局に戻したいと思ひます。

8 閉会

事務局：本日は、長い時間ご審議いただきありがとうございました。今回は今年度最

後の会議となります。改めてお礼申し上げます。ありがとうございました。

これをもちまして、本日の運営審議会を終了といたします。ありがとうございました。

以 上

【補足説明】会議録 13 ページ「不明水量に対する金額について」

- 平成 28 年度第 2 回二宮町下水道運営審議会において、「不明水を料金で計算するといくらか」との問いに「約 1,300 万円弱です」と回答しています。
- この金額は不明水の処理にかかる費用ではなく、下水道使用料で換算したものであります。

- 二宮町の汚水は神奈川県の酒匂川流域下水道左岸処理場で処理されており、不明水も汚水と併せて同処理場で処理されています。
- 汚水の処理にかかる費用は、神奈川県及び二宮町を含めた処理場を使用する 3 市 6 町で負担する維持管理費で賄われており、不明水を減らすことで維持管理費を削減することができます。

- 不明水には、地下水の汚水管への流入や誤接続による汚水管への雨水の流入などさまざまな要因がありますので、一つひとつを解決し不明水の削減に取り組んでまいります。

【参考】

- 約 1,300 万円（下水道使用料換算）の算出根拠
 - ・平成 27 年度の地下水の流入に伴う不明水量：約 95,000 m³…①
 - ・平成 27 年度の使用料単価※：約 134 円…②
- ① × ② = 1,273 万円 ≒ 1,300 万円
- ※…年間の使用料収入／年間の有収水量